○経済産業省令第二十三号

高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）の規定に基づき、容器保安規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三十一日

経済産業大臣　武藤　容治

容器保安規則等の一部を改正する省令

（容器保安規則の一部改正）

第一条　容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号。以下「令」という。）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。 （用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの 十一の二～十三　（略） 十三の二　低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器　圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に固定するもの 十三の三　（略） 十三の四　低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に固定するもの 十三の五　（略） 十三の六　圧縮水素鉄道車両燃料装置用容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、鉄道車両の燃料装置用として圧縮水素を充填するための容器（容器保護等装置を有するものにあつては、当該容器保護等装置を含む。） 十四・十五　（略） 十六　荷室用容器　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに固定するもの	（適用範囲） **第一条**　この規則は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）及び高圧ガス保安法施行令（平成九年政令第二十号）に基づいて、高圧ガスを充填するための容器であつて地盤面に対して移動することができるもの（国際相互承認に係る容器保安規則（平成二十八年経済産業省令第八十二号）の適用を受ける容器を除く。以下単に「容器」という。）に関する保安について規定する。 （用語の定義） **第二条**　この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　一般複合容器　繊維強化プラスチック複合容器であつて、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器及び圧縮水素運送自動車用容器以外のもの 十一の二～十三　（略） 十三の二　低充填サイクル圧縮水素自動車燃料装置用容器　圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの 十三の三　（略） 十三の四　低充填サイクル国際圧縮水素自動車燃料装置用容器　国際圧縮水素自動車燃料装置用容器のうち、道路運送車両法第六十一条第二項第二号に掲げる自家用乗用自動車に装置されるもの 十三の五　（略） （新設） 十四・十五　（略） 十六　荷室用容器　圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器及び圧縮水素自動車燃料装置用容器であつて、荷室（石はね、雨水その他腐食環境にさらされるおそれのないように構造的に措置されている場所に限る。）のみに装置されるもの